

公益充実資金等取扱規程

第1章 総則

(通則)

第1条 公益財団法人 明光教育研究所（以下、「この法人」という。）の公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この法人は、定款第4条（事業）各号に定める事業を執行するにあたり、公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金を設置する。

(定義)

- 第3条 公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、「認定法施行規則」という。）第23条第1項に定める公益充実資金をいい、公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良に係る費用等の支出に充てるために保有する資金をいう。
- 2 特定費用準備資金とは、認定法施行規則第31条第1項に定める特定費用準備資金をいい、将来の特定の活動（公益目的事業に係るものを除く。）の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることとなるものに限る。引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。
- 3 資産取得資金とは、認定法施行規則第36条第3項第4号に定める資産取得資金をいい、法人活動保有財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう。

第2章 公益充実資金

(繰入)

第4条 この法人の公益充実資金への繰入は、代表理事が、将来の特定の活動又は対象となる資産ごとに、資金の名称、将来の特定の活動又は対象となる資産の内容、計画期間、実施予定時期、積立額及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得て行うものとする。

(管理・取崩)

第5条 公益充実資金は、財務諸表に対する注記において、他の資金（他の公益充実資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 公益充実資金は、その資金の目的である支出がなされた場合は、当該支出の額に達するまでの額を取り崩さなければならない。また、正当な理由がないのにその目的である特定の活動又は対象となる資産の取得若しくは改良を行わないこととなったときには、その行わないこととなったときに取り崩さなければならない。
- 3 公益充実資金は、その目的以外に取崩しを行う場合には、代表理事は、取崩しが必要な理由を付して、理事会の承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(運用)

第6条 公益充実資金は、安全かつ確実な方法で運用する。

(公表)

第7条 公益充実資金は、各事業年度終了後、資金の名称、将来の特定の活動又は対象となる資産の内容、計画期間、実施予定時期、積立限度額及びその算定根拠、積立及び取崩の状況を公表する。

第3章 特定費用準備資金

(繰入)

第8条 この法人の特定費用準備資金への繰入は、代表理事が、将来の特定の活動ごとに、資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、実施予定時期、積立額及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得て行うものとする。

(管理・取崩)

第9条 特定費用準備資金は、財務諸表に対する注記において、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 特定費用準備資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩することができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、代表理事は、取崩しが必要な理由を付して、理事会の承認を得なければならない。積立計画を中止する場合や、積立限度額及び積立期間を変更する場合についても同様とする。

(運用)

第10条 特定費用準備資金は、安全かつ確実な方法で運用する。

第4章 資産取得資金

(繰入)

第11条 この法人の資産取得資金への繰入は、代表理事が、対象となる資産ごとに、資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良の予定時期、資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得て行うものとする。

(管理・取崩)

第12条 資産取得資金は、財務諸表に対する注記において、他の資金（他の資産取得資金等を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 資産取得資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩することができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、代表理事は、取崩しが必要な理由を付して、理事会の承認を得なければならない。積立計画を中止する場合や、資産取得等に必要な最低額及び積立期間を変更する場合についても同様とする。

(運用)

第13条 資産取得資金は、安全かつ確実な方法で運用する。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

(細則)

第15条 この規程の実施に必要な細則は、事務局長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、2022年6月6日から施行する。
- 2 この規程は、2026年3月10日開催の理事会の決議をもって、2026年3月10日から変更実施する。